

老人福祉法第11条に基づく事務における情報連携の活用状況について

令和5年6月

総務省行政評価局

老人福祉法第11条に基づく事務における情報連携の活用状況について

I 調査の背景

- 地方分権改革において、地方の発意に根ざした制度の見直しである「提案募集方式」を導入（平成26年～）
- 内閣府（地方分権改革推進室）は、提案募集方式により改正された制度等の利活用状況を把握するため、平成30年度から、「地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査」（以下「活用状況調査」という。）を実施
- 活用状況調査（令和4年度）の結果、「マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し（老人福祉法第11条による措置）」（平成29年提案）として関連する制度の見直しが行われた、老人福祉法第11条に基づく老人ホームへの入所等の措置を行った場合の費用の徴収等の事務における情報連携の活用が低調※であることを把握
- このため、内閣府から総務省（行政評価局）に対し、未活用の理由など地方公共団体における実態等の把握を依頼

※ 老人福祉法第11条に基づく老人ホームへの入所等の措置を実施しており、かつ、提案募集方式による制度の見直しを知っていると回答した482市町村のうち、情報連携を活用しているとは回答したのは45市町村（9.3%）と1割未満



老人福祉法第11条に基づく事務における情報連携※の地方公共団体での活用状況のほか、未活用の場合の理由や活用している場合の効果等を把握

※ 本調査では、制度見直しによって可能とされた、番号法^(注)第19条第8号に基づき、**地方公共団体が、情報提供ネットワークシステムを使用して他の地方公共団体が保有する特定個人情報の照会・提供を行う「情報連携」をその対象としている。**（注）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

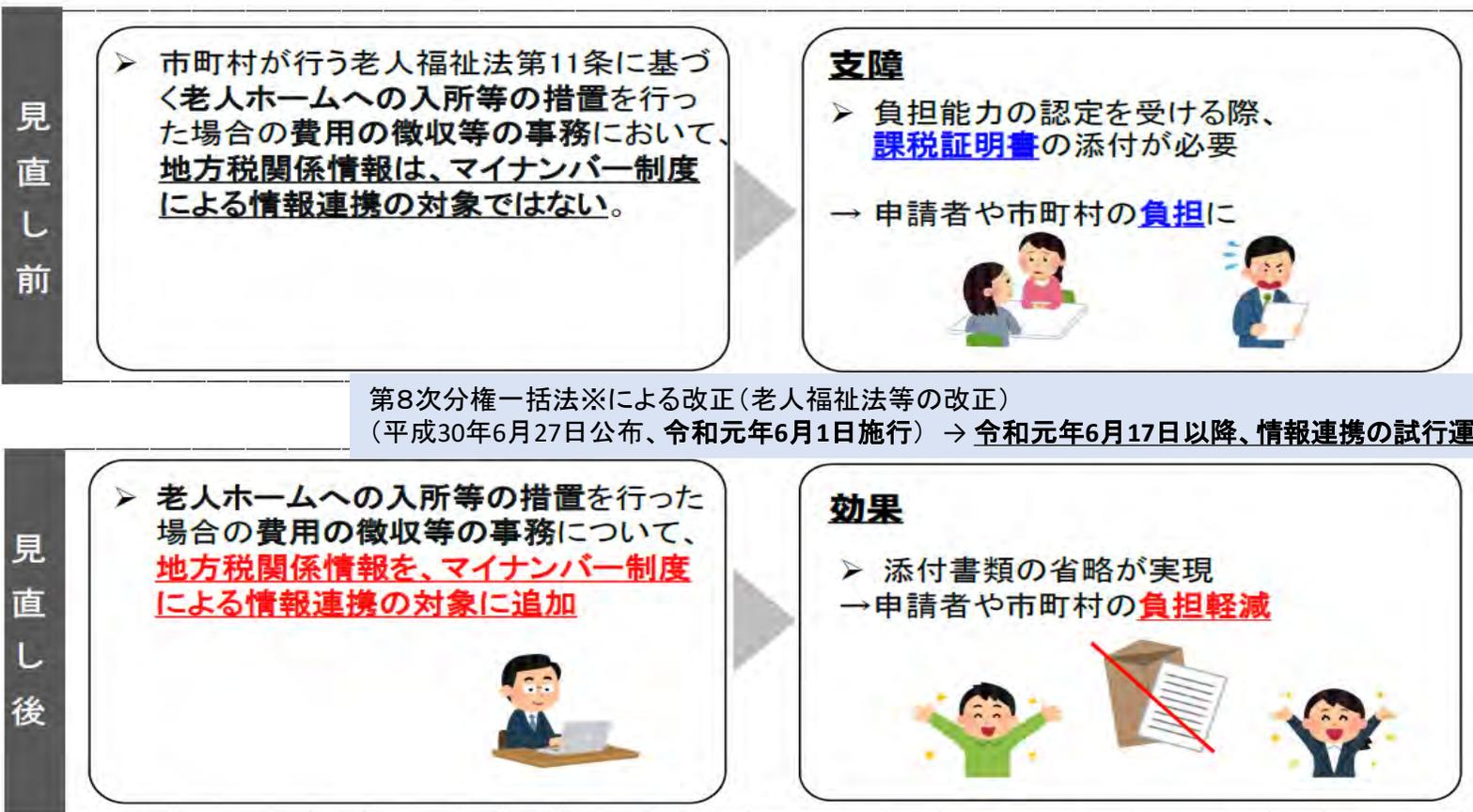
II 調査概要

- 実施期間：令和5年3月～4月
- 調査対象機関：27市町村（特別区含む）^(注)（以下同じ）
- 動員管区等：本省行政評価局のほか、7管区行政評価（支）局（北海道、東北、関東、中部、近畿、四国及び九州）

（注） 調査対象機関は、活用状況調査の結果、情報連携を「活用している」と回答のあった13市町村、「未活用」と回答のあった13市町村のほか、未回答だったものの、提案団体となっていた1市町村を選定

Ⅲ 提案募集方式による見直し内容等

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第11条による措置)(平成29年提案) ※老人福祉法第11条の措置内容については「別紙1」参照



※参照 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)

(注)本図は内閣府(地方分権改革推進室)提供資料に基づき、当省が作成

IV 調査結果

(1) 措置人数・情報連携の対象者数

- 調査対象27市町村の令和3年度における老人福祉法第11条(第1項第一号)に基づく養護老人ホームへの入所措置人数(被措置者数)は、計5,364人(新規714人、継続4,650人)
- このうち、「情報連携」(情報提供ネットワークシステムを用いた地方公共団体間での特定個人情報の照会・提供)の対象となる者は、被措置者又はその扶養義務者が、入所措置を実施する市町村以外の市町村に居住実績^(注)がある(又は居住している)場合に限定
(注) 措置された年の前年1月1日時点の住民票が市町村外にある場合
- 被措置者数の多かった6市町村の状況をみたと、令和3年度中に、計434人の新規入所措置が行われていたが、このうち、入所措置を実施した市町村以外の市町村に居住実績があり、情報連携の対象となる者は9人(1市のみ)
- 被措置者434人のうち、費用徴収の対象とされる扶養義務者を有する者は34人で、このうち、市町村外での居住などにより情報連携の対象となる者は、被措置者数の多かった6市町村いずれにおいても、年間0人～2人(計5人(3市))

(2) 情報連携の活用状況

- 調査対象27市町村のうち、地方税情報に係る情報連携の運用開始(令和元年6月17日)以降、老人福祉法第11条に基づく老人ホームへの入所等の措置を行った場合の費用の徴収等事務(以下「費用の徴収等事務」という。)において、マイナンバー制度による地方税情報に係る情報連携の活用実績のあった市町村は、6市町村^(注)

(注) 活用状況調査において、「活用」と回答のあった5市町村、「未活用」と回答があったものの、実際には活用実績のあった1市町村

※ 活用状況調査において、「活用している」と回答のあった13市町村のうち8市町村では、実際には情報連携が活用されていなかったことが判明。これについては、主に、以下の理由が挙げられた

- ✓ 同一機関の他の個人番号利用事務実施者との間で行われる特定個人情報のやり取りとされる「庁内連携」と、他市町村などの他団体・他機関との間で行われる「情報連携」(情報ネットワークシステムを利用)を混同
- ✓ 「地方税情報」ではなく、国民年金や保険など「年金関係手続」の情報連携を活用したことと混同

(3)未活用の理由

- 調査対象27市町村のうち、老人福祉法第11条に基づく費用の徴収等事務に、マイナンバー制度による地方税情報の情報連携を活用した実績(令和元年6月から調査日時点(令和5年3月中))がなかった21市町村の多くが、その理由として挙げている主なものは、次のとおりであった(※詳細は「別紙2」参照)

○ 情報連携の活用機会が少ない

- 情報連携の活用対象となる、被措置者又はその扶養義務者が市外に居住している例が少なく、活用機会が限定的
- 老人福祉法第11条に基づく措置の対象となる者は、その対象条件から、身寄りがいない例のほか、虐待などを受けている例も多く、扶養義務者となり得る配偶者や子がいたとしても、扶養義務者として認定されないケースが多い
- 情報連携によって把握が可能となった地方税情報は、措置前の生活保護相談の段階からその情報が入手されているケースが多い

○ 業務コスト上の課題

- 地方税情報は、老人福祉法第11条に基づく費用の徴収額の決定等に際しての判断材料の一部に過ぎず、財産収入など他の収入や、医療費などの必要経費の把握など、事務の大幅な効率化が見込めるわけではない
- マイナンバー情報の管理・保管ルールの検討・整理や、情報連携に必要な被措置者等のマイナンバー情報の取得など、新たな業務コストが想定され、情報連携の活用機会が少ない場合には、メリットが限られる
- 既存の業務システムの改修のために予算措置が必要な自治体もあるほか、必要なシステム操作などに不慣れ

(4)活用内容とその効果

- 情報連携の活用内容及び活用市町村から挙げられた活用による効果は、次のとおり

活用内容	活用による効果
<p>➤ 継続被措置者の扶養義務者が市外在住であったため、令和元年6月の制度改正以前は毎年度提出を求めていた課税証明書については、扶養義務者への提出依頼を行わず、情報連携を活用して市側で取得</p> <p>➤ 扶養義務者(市外在住)から協力が得られる場合、課税証明書など関係資料の提出を受けることとしているが、提出されなかった(理由不明)ため、当該扶養義務者の課税証明書を情報連携を活用して取得</p> <p>※ 本事例の市では、市外居住者であっても、一義的には、従前どおり課税証明書の提出を受けることとしている。</p> <p>➤ 扶養義務者(市外在住)から提出される収入申告書によって費用の徴収等事務に必要な収入等の情報は取得できていたが、マイナンバーによる情報連携が可能となったことから、申告書の内容が正しいかどうかダブルチェックするため、情報連携を活用</p>	<p>【行政(市町村)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方税情報に係る提出書類の不備事案の減少 ✓ 扶養義務者が居住する自治体への依頼文書の作成、やり取りに係る事務の削減(扶養義務者から課税証明書が提出されない場合) ✓ 上記事務等の削減による処理期間の短縮 (例:自治体への依頼文書作成:半日程度→不要に) ✓ 必要な書類が提出されない場合の代替策 ✓ 提出された書類内容の正確性確保(ダブルチェック) <p>【扶養義務者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 書類に不備があった場合の対応が不要 ✓ 課税証明書取得の手間及び発行手数料(300円/回)※の削減 ※事例のあった自治体の発行手数料は1回につき300円とされているが、当該手数料は自治体によって異なる

(注)1 本表に掲載した活用内容は、老人福祉法第11条に基づく費用徴収等の事務に際して、地方税情報の情報連携が可能となった令和元年6月から調査日時点(令和5年3月中)までの間に情報連携の活用実績のあった市町村の活用事例に基づくもの。

2 活用内容は、全て老人福祉法第11条第1項第一号に基づく入所措置(養護老人ホーム入所)に係るもので、市町村外に居住する扶養義務者を対象とした情報連携(被措置者を対象とした情報連携は無し)。

老人福祉法第11条に基づく措置について

市町村は、必要に応じて、

- 65歳以上の者で環境上の理由及び経済的理由^(注)により居宅において養護を受けることが困難な場合(法第11条第1項第一号)

(注)「環境上の理由」とは、家族・住居の状況など現在置かれている環境の下では在宅の生活が困難である場合、「経済的理由」とは、本人のいる世帯が生活保護を受給している場合など

- 65歳以上の者で身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者が、やむを得ない事由で介護保険法に規定する施設への入所が著しく困難な場合(同第二号)など

について、それぞれ養護老人ホーム、もしくは特別養護老人ホームへの入所等の措置を採る必要

老人ホームへの入所等の措置に要する費用については、これを支弁した市町村は、当該措置に係る者(被措置者)又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、措置に要する費用の全部又は一部を徴収(法第28条)

→ 費用徴収額を認定するため、市町村は、新規及び継続入所に際して、被措置者や扶養義務者の収入等を把握する必要(=課税証明書等が必要)

→ 認定は、新規入所(措置開始)時のほか、毎年の継続入所(措置継続)に際して実施

(費用徴収額の決定事務)

- 市町村は、老人ホームへの入所措置を実施するに際して、被措置者及び主たる扶養義務者(配偶者及び子)から、収入申告書の添付書類として、その算定資料を提出させ、各階層区分に応じた費用徴収額を決定(又は変更)

(参考)被措置者及び扶養義務者の対象収入等による階層区分(老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則から抜粋)

対象収入による階層区分			費用徴収基準月額		税額等による階層区分		費用徴収基準月額
1	円	円	円	円	A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(単給を含む。)	0円
		0~270,000		0			
2		270,001~280,000		1,000	B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0
3		280,001~300,000		1,800	C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得割非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)
4		300,001~320,000		3,400			
5		320,001~340,000		4,700	C2		当該年度分の市町村民税所得割課税
6		340,001~360,000		5,800			

(注)左表は被措置者に係る階層区分、右表は扶養義務者に係る階層区分

- 費用徴収額の決定等に当たって把握が必要となる対象収入は、原則として、前年の収入として認定するものから必要経費を控除した額とされ、以下について把握

収入	必要経費
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 年金・恩給など定期的な給付 ✓ 財産収入(地代等) ✓ 利子、配当収入 ✓ その他、不動産・動産の処分による収入や相続 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所得税、住民税等の租税 ✓ 社会保険料又はこれに準ずるもの ✓ 医療費(医療品購入費等) ✓ 介護保険サービス料 ✓ その他(やむを得ない事情による借金の返済(原則入所前の被措置者本人の借金))

(注)本表は、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日厚労省老健局長通知)等に基づく

未活用市町村の主な意見

○ 情報連携の活用機会が少ない

① 被措置者

- ✓ 新規被措置者は、その対象が市内在住者のみ。この場合、収入内容に疑義が生じたとしても、庁内連携(例:福祉課から税務課等に対する必要情報の照会)に基づき地方税情報の確認が可能
- ✓ 継続被措置者の収入状況は、各被措置者が入所している施設(養護老人ホーム)が収集し、施設側から提出される書類を市で確認。確認の途上で疑義が生じたことがない
- ✓ 生活保護の相談から入所措置に至るケースが多く、地方税情報など被措置者本人の収入状況は、生活保護担当から情報提供を受けるため、改めての調査が不要

② 扶養義務者

- ✓ 継続被措置者(約180人)のうち、その扶養義務者として費用徴収の対象とされている者は20人いるが、このうち、(情報連携を活用し得る)市外在住者は1人のみ。当該者からは、必要とされる確認書類が滞りなく提出されており、業務に支障はない
- ✓ 扶養義務者から必要な書類の提出が拒否された場合は、情報連携の活用による課税状況の把握が考えられるが、扶養義務者について一定の収入があり費用徴収の対象に認定されるケースは少なく、さらに市外に居住しているケースも限定的
- ✓ 措置対象となるような、居宅で養護等を受けることが困難な者は、身寄りがなく、扶養義務者がいないケースがほとんど
- ✓ 扶養義務者となる者がいたとしても、虐待を受けているケースも多く、扶養義務者となり得る配偶者や子による虐待を理由とした入所措置では、虐待した者を扶養義務者から除外するため、扶養義務者がいないケースがほとんど

(注) 提案募集において、本制度見直しの提案団体となった市町村でも、上記の理由によって情報連携の活用に至っていない市町村が多くみられた

- 情報連携の活用対象となる、被措置者又は扶養義務者が市外に居住している例が少なく^(注)、活用機会が限定的
- 老人福祉法第11条に基づく措置の対象となる者は、その対象条件から、身寄りがいない例のほか、虐待などを受けている例も多く、扶養義務者となり得る配偶者や子がいたとしても、扶養義務者として認定されないケースが多い
- 情報連携によって把握が可能となった地方税情報は、措置前の生活保護相談の段階からその情報が入手されているケースが多い

(注) 調査対象市町村のうち、被措置者数の多かった6市町村では、計434人の新規入所措置(令和3年度(老人福祉法第11条第1項一号に基づく措置))が行われていたが、このうち、入所措置を実施した市町村以外の市町村に居住実績があり、情報連携の対象となる者は、9人(1市のみ)。また、被措置者434人のうち、費用徴収の対象とされる扶養義務者を有する者は34人で、このうち、市町村外での居住などにより情報連携の対象となる者は、6市町村いずれにおいても、年間0人~2人(計5人(3市))。

○ 業務コスト上の課題

① 市町村(行政)

- ✓ 情報連携により地方税情報が把握できたとしても、費用徴収額の算定情報の一部に過ぎない。入所措置決定に必要な被措置者の生活状況や環境等を把握するためにも、本人へのヒアリングのほか、預貯金通帳の写しの提供を受け、貯蓄額や支出状況の詳細を確認する必要。情報連携を活用したとしても、省略可能な書類や事務は大きく軽減されない
- ✓ 「収入」と認定される、土地・家屋などの財産収入や利子、配当収入のほか、「収入」と認定されない臨時的な見舞い金や仕送り金等の収入は、情報連携では把握できず、多くの収入認定に必要な書類の多くが省略できない
- ✓ 対象が高齢者のため、継続的な医療を受けている者が多く、医療費控除に係る作業が多い。これについては、医療費の領収書によって把握する必要があり、情報連携により特定の収入を把握できても、必要経費の算定に係る負担は軽減されない
- ✓ 措置事務に関する書類は、被措置者ごとに収入や家族状況等の資料をファイリングしたファイルを厳重に管理しているが、情報連携を活用するに当たっては、マイナンバーを含む個人情報を取り扱うこととなり、職員個人のセキュリティ対策のほか、これまでの管理方法とは異なる新たな管理ルールの検討や整備が必要
- ✓ 情報連携を活用するには、予算措置が必要な既存の業務システムの改修が必要^(注)
- ✓ 情報連携を行うために必要なシステム操作などに不慣れ

(注) 他方、情報連携が可能な環境がすでに構築されており、マイナンバーが利用可能なシステムへの利用権限の付与※によって、老人福祉法第11条に基づく費用等の徴収事務に係る情報連携が可能とする市町村も(※例えば、国(デジタル庁)から「情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類」(随時更新)の一覧が示された場合、システム担当課から関係各課への共有などが行われ、利用権限付与の要望があった課又は職員に対して利用権限を付与)

② 被措置者等

- ✓ 情報連携に際して、市外に扶養義務者が居住している場合、(市内ではマイナンバーの確認ができないため、)マイナンバーの確認が必要。マイナンバーカード等を保有せずマイナンバーが不明な場合、扶養義務者にマイナンバーの提示を求める必要も考えられ、そのための負担が発生し得る(扶養義務者がマイナンバー入り住民票の発行を居住市町村に依頼するなど)

- 地方税情報は、老人福祉法第11条に基づく費用の徴収額の決定等に際しての判断材料の一部に過ぎず、財産収入など他の収入や、医療費などの必要経費の把握など、事務の大幅な効率化が見込めるわけではない
- マイナンバー情報の管理・保管ルールの検討・整理や、情報連携に必要な被措置者等のマイナンバー情報の取得など、新たな業務コストが想定され、情報連携の活用機会が少ない場合には、メリットが限られる
- 既存の業務システムの改修のために予算措置が必要な自治体もあるほか、必要なシステム操作などに不慣れ